

● 総合計画策定経過 ●

年月日	内容	
平成 30 年 12 月	住民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間:平成 30 年 12 月 4 日～30 日 ・調査対象:町内に在住する 18 歳以上の方から無作為に抽出した 2,000 人 ・回収状況:有効回収数 813 票 有効回収率:40.7%
平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 3 月	斑鳩町の現状分析等基礎調査	
令和元年 8 月	各課ヒアリングの実施	・第 4 次総合計画の達成状況について
12 月 17 日	第 1 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・第 5 次総合計画策定の進め方 ・第 5 次総合計画に係る基礎調査等の報告
令和 2 年 2 月 17 日	職員ワークショップ	第 5 次総合計画策定にむけた「まちづくり」ワークショップ
3 月 23 日	第 2 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像(まちづくりのテーマ)の確定 ・第 5 次斑鳩町総合計画 基本構想(素案)の検討
6 月 22 日	第 3 回総合計画審議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)の検討 ・第 5 次斑鳩町総合計画 前期基本計画(素案)の検討
8 月 6 日	第 4 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(原案)の検討 ・前期基本計画(原案)の検討
9 月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間:9 月 17 日～10 月 16 日 ・意見提出状況:15 件(3 名)
10 月	各課ヒアリングの実施	・第 5 次斑鳩町前期実施計画について
11 月 5 日	第 5 回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次総合計画(原案)の確定 ・答申
12 月 9 日	斑鳩町議会総務常任委員会	・第 5 次総合計画(原案)の説明
12 月 16 日	斑鳩町議会議決	

序論

基本構想

前期基本計画

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 7

重点施策

資料編

● 斑鳩町総合計画審議会委員名簿 ●

区分	氏名	略歴等
会 長	森下 暁	元大阪市副市長 町都市計画審議会委員 町協働のまちづくり推進委員会委員
職務代理者	粕井みづほ	畿央大学教授 町子ども・子育て会議会長
委 員	井上 雅仁	日本版DMO候補法人 斑鳩産業株式会社代表取締役 ※令和2年1月14日 日本版DMOに登録 町観光協会理事
委 員	大方 美香	大阪総合保育大学 大学院教授・学長 町男女共同参画推進委員会会長
委 員	中西 達也	弁護士 町政治倫理審査会会長 町公文書開示審査会会長
委 員	福島 章芳	いかるが車輛代表 町商工会青年部長 県商工会青年部連合会理事
委 員	湯川 美和	社会福祉法人萌 指定障害福祉サービス事業所「らそら」所長 町障害者福祉計画推進協議会委員
委 員	鷺見 英利	株式会社官民連携事業研究所代表取締役社長 四條畷市特別参与 総務省ICT人材派遣制度アドバイザー
委 員	中垣 亮二	公募委員
委 員	萩原 有紀	公募委員

(敬称略・順不同・略歴等については令和元年12月現在のもの)

●斑鳩町総合計画についての諮問●

斑ま政第230号

令和元年12月17日

斑鳩町総合計画審議会

会長 森下 暁 様

斑鳩町長 中西 和夫

斑鳩町総合計画について（諮問）

斑鳩町総合計画審議会条例(平成11年条例第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

第5次斑鳩町総合計画(基本構想・基本計画)の策定に関する事項について、貴審議会の調査および審議を求めます。

●斑鳩町総合計画についての答申●

令和2年11月5日

斑鳩町長

中西 和夫 様

斑鳩町総合計画審議会

会長 森下 曉

斑鳩町総合計画について（答申）

令和元年12月17日付、斑ま政第230号により本審議会に諮問された第5次斑鳩町総合計画（基本構想・基本計画）について、慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

本計画は、まちの将来像である“「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩”を実現するため、まちづくりの基本的考え方とそれをふまえた基本目標、さらには分野ごとに取り組むべき施策の基本方向・体系を明らかにしています。

これらは、安全・安心なくらしへの対応、観光振興を軸とした活性化、持続可能な社会の構築など、斑鳩町を取り巻く社会潮流や住民アンケート調査等をおして明らかとなった課題に応えるために、いずれも欠かすことのできない施策です。

新型コロナウイルス感染症の拡大による、生活支援などの歳出増や税収減により、これまで以上に厳しい財政状況も予測されるようですが、将来の斑鳩町にとって、必須の施策であることに鑑み、実施計画を早急に策定されるとともに、計画の着実な推進にむけ、全庁的態勢を整え、不退転の決意のもと本計画に基づく施策・事業の選択と集中を大胆に実行していただくよう、要請します。

また計画の推進にあたっては、住民、事業者の方々のご理解とご協力、まちづくりへの積極的な参加が是非とも必要です。

そのためには、まちの将来像はもとより、計画の内容、実施状況を適宜適切に公表されるよう求めます。

さらに下記事項についても留意され、計画の実現にあたられるよう要望します。

記

1. 住民が迅速かつ確実に避難行動を実行できるよう、避難所、避難ルート、携行品リストの紹介などこれまで以上に具体的な啓発活動に努めるとともに、自主防災活動において体験学習を折り込むなど地域防災力の向上にむけて取り組まれない。

2. 歩行者の安全確保にむけて、町内主要道路における歩道設置を強力に推進されたい。
3. 持続可能な行財政経営の構築にむけて
 - (1) 将来にわたって斑鳩町が抱える地域課題を解決し、希望溢れる地域の発展を確保するため、優秀な人材の登用に努めるとともに、先進的事例、優れた技術、しくみ、情報を大胆に取り入れられるよう、果敢にチャレンジされたい。
 - (2) また施策の企画立案にあたっては、客観的なデータや証拠による検証をこれまで以上に実践されるとともに、国や他の自治体、民間企業、大学等とコンソーシアムを形成し事業に取り組むなど、多様な施策を提供し、住民ニーズに応えられたい。
 - (3) 人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、行政を取り巻く環境が劇的に変化することが予想され、それらの変化に迅速に対応し、新たな施策を企画立案、実行に移していくためには、民間事業者との連携が鍵となる。民間事業者との連携への機運を高め、より多くの優良事例の創出に努められたい。
4. 妊娠期から学校教育を終えるまで、切れ目のない子育て支援を行うとともに新型コロナウイルス感染症拡大のような不測の事態であっても、子どもたちの学ぶ機会が保障されるよう、在宅教育の充実など教育環境の整備・充実に大胆に取り組まれたい。
5. 外部人材の活用など、教職員の負担軽減にも配慮されるとともに、子どもたちの論理的思考力、創造力、問題解決力を育むことにつながるプログラミング教育に取り組まれたい。
6. 地縁型に加え目的型の地域活動が活発化し、行政と住民の協働により、まちづくりがすすめられるよう、協働のまちづくり活動提案事業の周知に努めるなど、住民活動と協働の推進に取り組まれたい。
7. 商工業の振興にあたっては、国制度の活用を努め、商工会や金融機関と連携し、事業承継や起業・創業を支援されたい。
8. 多様な観光・商工関連団体と連携し、世界遺産を生かした観光まちづくりとにぎわいのある観光地域づくりをすすめられたい。斑鳩町ならではの戦略を立て、保存のみならず文化財の活用に向けて取り組まれたい。

● 斑鳩町総合計画審議会条例 ●

平成11年3月19日

条例第1号

改正 平成12年3月24日条例第8号

平成27年12月17日条例第37号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、斑鳩町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、斑鳩町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、諮問を受けた審議が終了し、町長への答申がなされた時点をもって任務を終わる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は公開を原則とし、会長が招集する。

2 審議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部まちづくり政策課が所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。